

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和4年10月19日午後1時00分～午後4時10分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 「犯罪被害者週間」に伴う広報啓発活動の実施について

犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について府民の理解を深め、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりの気運の醸成」を図るため、11月25日から12月1日までの7日間、広報啓発活動を実施する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 自治体、企業、府民等に広く周知し、犯罪被害者を支えるための協力体制の構築に努めていただきたい。

(2) 「表現の不自由展かんさい」に対する強要未遂事件の検挙について

警備総務課、東警察署等が、標記の事件につき、10月13日に被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

(3) 大阪府警察G7サミット対策委員会の設置について

G7貿易大臣会合の開催に伴い、警察諸対策を的確に推進するため、大阪府警察G7サミット対策委員会を設置する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 全国が注目する大規模警備になることから、万全を期していただきたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、55件の行政処分を決定した。

(2) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について

ア 現住建造物等放火・殺人事件に係る遺族給付金の支給裁定申請4件について上申があり、審議の結果、いずれも犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を行った。

イ 傷害事件に係る重傷病給付金及び障害給付金の支給裁定申請1件について上申があり、審議の結果、犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を行った。

(3) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

イ 運転免許効力停止処分に対する審査請求事案

運転免許効力停止処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

ウ 運転免許証交付処分に対する審査請求事案

運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案3件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

(4) 運転免許証交付処分取消請求事件の取下げに対する同意及び終結について

運転免許証交付処分取消請求事件の取下げに対する同意について上申があり、審議の結果、可として決裁した。また、取下げに対する同意により、本件は終結する旨の報告があった。

(5) 苦情・意見要望等の受理等について

ア 苦情1件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答を決定した。

イ 苦情取下げ1件について報告があり、審議の結果、取下げに同意した。

ウ 意見要望等10件の報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

(6) 警察署協議会委員の退任に伴う感謝状の贈呈について

警察署協議会委員2人の退任に伴う感謝状贈呈の上申があり、いずれも可として決裁した。

(7) 警察署協議会委員の辞職について

警察署協議会委員1人の辞職について上申があり、可として決裁した。

(8) 地域交通安全活動推進委員の辞職について

地域交通安全活動推進委員1人の辞職について上申があり、可として決裁した。

2 報告事項

(1) 被留置者の自殺事案に係る調査状況について

被留置者の自殺事案に係る調査状況について報告があった。

(2) 「大阪府個人情報保護条例」の改正について

令和5年4月1日から、全国一斉に各地方自治体の個人情報保護制度の根拠規定が各自治体の条例から個人情報保護法に変わることに伴い、現行の「大阪府個人情報保護条例」を全部改正し、「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」に改正される旨の報告があった。

(3) 9月中の懲戒等措置結果について

9月中の懲戒等措置結果について報告があった。

(4) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について

10月3日から10月10日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以上